

第3回 外国法事務弁護士制度に係る検討会 議事録

第1 日 時 平成27年5月20日（水） 自 午後3時00分
至 午後5時03分

第2 場 所 東京地方検察庁15階1531会議室

第3 議 題 1. 開会
2. 事務局説明
3. 諸外国における外国法事務弁護士制度について
4. 質疑応答
5. 閉会

第4 議 事 （次のとおり）

○中島官房付 それでは、所定の時刻になりましたので、ただいまから第3回外国法事務弁護士制度に係る検討会を開会させていただきます。

本日は、中西康委員が所用により欠席されております。

また、上妻英一郎委員は所用により冒頭若干遅れて御参加の予定でございます。

それでは、ここから松下座長に議事進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○松下座長 それでは、本日の議事に入りたいと思います。

初めに、事務局から本日の配布資料について御説明をお願いいたします。

○中島官房付 本日の資料としまして、議事次第に記載をしております資料目録のとおり、資料1から資料6までを配布しておりますので御確認ください。

なお、資料2は日弁連から提出された資料でございますけれども、外弁の方からのヒアリング結果を記載したものでございまして、個人が特定されるおそれがあるということで、ホームページでの公開はしないこととしたいと考えております。

座長、資料の公開の関係についていかがでしょうか。

○松下座長 私は公開しないという取扱いでよろしいのではないかと考えますが、皆様、御異存ないでしょうか。（一同了承）

ありがとうございます。

それでは、ただいま事務局の説明のあった資料2については非公開といたします。

それでは、続きまして本日の議事進行ですが、本日はまず日本弁護士連合会から第1回の会議において委員の皆様から頂いた御質問に対して、前回第2回の会議に引き続きまして追加の御説明をしていただきます。その後、職務経験要件について、関係団体の皆様にそれぞれのお立場からプレゼンテーションをお願いしております。

本日は、関係団体として外国法事務弁護士協会、日本経済団体連合会及び日本弁護士連合会の方々に御出席を頂いております。それぞれの御出席者は、後ほどプレゼンテーションの前に御紹介いたしたいと思います。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

今回は、各団体の皆様からの御説明の後、それぞれ質疑応答を行うことにしたいと思います。その上で、もしかしたら限られた時間になるかもしれませんが、最後にまとめて3団体の皆様に対する質疑応答の時間を設けたいと思います。

それでは、まず日本弁護士連合会から、第1回会議において委員の皆様から頂いた御質問に対する追加の御説明をお願いいたします。

○兼川次長 事務局の兼川でございます。

最初に、前回の検討会におきまして日弁連で御説明いたしました諸外国の外弁受入れ制度について、追加で御説明いたします。前回の検討会におきましては、フランス、ドイツ、米カリフォルニア州、豪州のニューサウスウェールズ州についての外弁受入れ制度について御説明いたしました。これと前回のプレゼンテーションとを受けまして、これを一覧表にしてまいりました。

資料1を御覧ください。

これは2008年の第3次外国弁護士制度研究会資料を基に、IBAのGlobal R

egulation and Trade in Legal Services Reportに基づいて一部を更新し一覧表にまとめたものでございます。

米国は、前回レブラン委員のヒアリングにおいてニューヨーク州の制度が紹介されましたけれども、各州において制度が異なっております。現在、日弁連の調査におきましては、22州においては外弁受入れ制度がございません。28州とコロンビア特別区におきましては外弁受入れ制度がございますけれども、その要件は様々となっております。

職務経験要件を課しているところも多くございまして、いずれも申請直前の一定期間において、一定期間の職務経験を必要とするというものでございます。その要件につきましても、申請直前の5年のうち3年、6年のうち4年、7年のうち5年、5年のうち5年など、様々となっております。

日本では申請直前要件はなく、原資格国における3年の職務経験で足りております。

連合王国では、外弁受入れ制度があり職務経験要件は不要となっておりますけれども、そもそも訴訟以外の業務は弁護士でなくても可能でございまして、訴訟については受け入れていないと認識しております。

中国では、国外で2年以上、事務所代表者は3年以上の職務経験が必要となっております。

ドイツは外弁受入れ制度もあり職務経験も不要ですけれども、一方で、フランスは外弁受入れ制度というものがなくて、フランス語で司法資格試験を受けるという制度となっております。

ちなみに、フランスの資格を持っている日本人は現在5名で、そのうち日本の弁護士資格も持っているダブルライセンスの方は3名となっているということでございます。

インドネシア共和国、マレーシア、フィリピン共和国には、現在、日本と同程度の外国弁護士制度はないと認識しております。

前回の検討会では、外国法事務弁護士の業務の形態について御説明いたしまして、外国法事務弁護士381人のうち、ほかの弁護士と一緒に働く形態の外弁が約300人、残りのうち64人が企業内などでもなく他の弁護士と同じ事務所でもなく、いわゆる一人事務所で単独で働いておられます。

日弁連では、このたびそのうちの3人にヒアリングを行いました。いずれも個人開業の外弁の方となります。その資料が資料2以降になります。原資格国を明示しますと誰か特定されてしまいますので、そこはマスキングしております。

更に、資料2の最後、5ページでございますけれども、これは日本国内で比較的多くの外国人の依頼者を持ち、外国人に対して法的サービスを提供している日本の弁護士からのヒアリングとなっております。

内容をかいつまんで御説明いたします。

まず、資料2の1ページから御説明いたします。

この方は、個人開業で顧客層は主に法人です。主な取扱い業務はビジネス分野となります。原資格国で5年の実務経験を経た後、外弁登録を行われております。

職務経験要件に対する考え方として、原資格国の職務経験は資格の基礎であるとお考えで、言うまでもなく大切である。自分も原資格国の資格に基づいた仕事であるという認識から、頻繁に現在でも原資格国を訪れている。3年の職務経験は適切だと考えているということです。労務提供算入の上限期間を現在の1年から増やす必要はないと考えているけれども、そ

この判断は難しいところであると述べておられました。

御自身のこの職務経験3年のうちの日本における労務提供を考える上で重要なこととしては、規制機関の規制や研修がどのような形で提供されているかということ、そういう視点を忘れてはいけないということを御指摘されており、自分の原資格国では継続教育の要件があるので、原資格国の資格維持のために緊張感を持って仕事をしているということでした。

日本における労務提供をどう見るかということについては、それが原資格国の労務提供の仕方や方法と同様ではないということに留意する必要があるだろう。原資格国の職務経験が全くない状況で外国法事務弁護士登録を可能にすることは適切でない。依頼者保護の観点からして、もしもそういうことを許すのであれば何らかの手当が必要であろうと述べておられます。

自身の依頼者との関係において大きなトラブルは今まではない。ただ、若い弁護士についてはやはりメンターが必要であり、十分なトレーニングを受ける必要があるのではないかと述べられております。

次でございますけれども、2ページを御覧ください。

この方は個人開業の弁護士で、取扱い分野は主として家事事件でございます。5年の実務経験の後、来日されて登録した方です。総領事館関係の在留資格の手続や家事の相談が多いということで、原資格国の裁判手続などについて依頼者の役に立つには原資格国での経験が非常に重要だと考えているということです。

そのため、原資格国での職務経験要件は3年でも足りないと考えている。原資格国での経験の上に、日本の習慣と手続を知ることによって初めて弁護士が依頼者の役に立つと考えている。原資格国の3年の職務経験要件でも短いと考えており、そのうち1年間の日本での職務経験を算入できる制度もあると考えているので、それを更に延ばす、原資格国での職務経験が不要となる制度には問題があると述べておられます。

トラブルについては、大きなトラブルはないということです。ただ、外国法事務弁護士の登録をしていない人に相談して報酬だけもらったというような例を聞いているとおっしゃっておられました。

3ページを御覧ください。

この方は個人開業で顧客層は法人、主な取扱い分野はビジネスで、大手の法律事務所と独立の小さな事務所の両方の仕事の経験があるということです。7年の実務経験の後、来日して登録されております。

職務経験についての考え方では、大手の法律事務所と独立系の法律事務所では3年間で何の業務を行っているか異なってくるので、経験としては別のものでないかと考えている。大手の法律事務所の経験であれば、どこで経験を重ねても同じではないかと自分は考えている。しかし、一方で、独立事務所であれば大手と同じような経験はできないかもしれないとも考えている。

知識の面では、原資格国の法律知識であれば当然現地の方が知識を増やすことができる。特に、先例ベースの法体系を持つ国では現地の経験が大切であると考えている。

仮に原資格国での職務経験が全くなく、資格取得後直ちに日本の承認申請が可能だとすると、経験のない弁護士を受け入れることになる。これは市場が決める問題でもあるが、依頼者保護の観点からは、無経験で法律事務を提供することはリスクが大きいかもしれないと考

えている。特に、知識よりも経験が重視される分野ではそうではないか。

大手の法律事務所に所属しての職務経験であれば信用できるであろうが、個人の事務所であればどうであろうか。御自身は大手法律事務所と独立系の法律事務所の両方においてそれぞれ実務経験があるが、この二つの3年の質は全く異なるものではないか。大手法律事務所の方がより深い経験ができるのではないかと述べられておりました。

依頼者とのトラブルとしては、自分自身は特に大きなトラブルはないけれども、海外のクライアントの中には外国法事務弁護士が日本法を扱うことができると誤解している場合があり、日本法を扱うことができない旨を説明することがあったというようなことを述べられておりました。

それから、次ですが、5ページ以降、これは家族法を専門とし、外国人の個人事件を取扱い業務とする日本の弁護士からのヒアリングでございます。

外国人の個人事件のニーズとしては、一番多いのは入管法関係、家事関係、これについては自身の経験からどっちが多いかというのは分からないぐらい、同じぐらいである。その次に多いのが交通事故などの一般民事事件、労働事件、刑事事件、最後に難民事件である。いずれも、ほぼ必要な法律は日本法であるという認識だということです。

ただ、日本は法の適用に関する通則法の関係で、離婚については夫婦が同じ国の国民であれば同一本国法が、子の認知については親や子の本国法が適用となる。その意味で、日本での外国人同士の結婚であれば家族法では外国法が必要になっている。自分がそういう事件の相談を受けた場合は、当事者の国籍国の現地の専門家弁護士にコンタクトを取って、適用される外国法について調査を行ったりしている。現在はスカイプなどで意思疎通が容易であるので、必ずしも日本にその外国法の専門家がいる必要はないと感じている。

ただ、中国やフィリピンなどの関係では、こういう外国法に対する需要を持っておられる外国人がたくさんいるので、一定の需要があるといえる。更に加えて、外国法に関する需要ではないとしても、自国の言語で相談したいというニーズは常にあると考えている。

ただ、ビジネスの分野と違って、国際的なロンドンであっても家族法の分野で外国弁護士のニーズが高いわけではなく、企業法務と個人を依頼者とする業務にはかなり差があるのではないか。日本が国際化しても、その点は変わらないのではないかということです。

職務経験としては、当該外国の現地の手続や実務に精通している必要があり、そうであれば原資格国での職務経験は必須だという認識である。日本での職務経験のみでよいということはないと考えているということです。国際家族法の分野でも、本当に国際法を扱う大手のネットワークを持つ事務所であれば、そういう必要な経験を積むことも可能であるかもしれない。

トラブル事案につきましては、職務経験とは関係ないかもしれないけれども、自分が遭遇したケースでは問題がある可能性があると感じるものがあつた。いずれも外国法事務弁護士が日本法のアドバイスをしているケースではないかと思われるものであつた。

依頼者の方も、外国人であれば自国の弁護士に相談すべきと考えている節があるし、日本の依頼者も配偶者が外国人であると、その国の資格を持つ外国法事務弁護士に相談する必要があると誤解していることが多いと感じている。このようなことを述べられておりました。

○松下座長 どうもありがとうございました。

続きまして、関係団体の皆様から職務経験要件についてのプレゼンテーションをお願いし

たいと存じます。

まず、外国法事務弁護士協会から2名の方にお越しいただいておりますので、御紹介いたします。

お一人目はエリック・セドラック様です。外国法事務弁護士協会の共同会長のお一人であるとともに、在日米国商工会議所の副会頭などの役職者でもいらっしゃいます。

次に、別府理佳子様です。外国法事務弁護士協会のメンバーであるとともに、欧州ビジネス協会の法律サービス委員会の委員長でもございます。

本日は、エリック・セドラック様に外国法事務弁護士協会及び在日米国商工会議所を代表して、それから、別府理佳子様には欧州ビジネス協会を代表して、それぞれ御説明していただくことになっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

お二人の説明の後に質疑の時間を取ります。

それでは、早速ではございますが、時間も限られておりますので御説明をよろしくお願いいたします。

○エリック・セドラック様 今日はこのような機会を与えていただき、大変ありがとうございます。感謝しております。この重要な点について、私どもの意見を皆様とシェアさせていただくという大変重要な機会だと考えております。

外弁協会といたしましては、約10年ほどこの問題に関わっているにすぎませんけれども、ACCJに至りましては、この問題については30年以上関わって考えてまいっております。

さて、今日の議題に関してでございますけれども、イギリス、アメリカ、日本、いずれの国でも弁護士がその資格を取りますと、その翌日、つまりデイワゴンから弁護士としての仕事ができるという状況です。

もちろん皆様御存じのように、弁護士の能力というのは時間が経つにつれて、もちろん弁護士自身も成長してだんだんとできるようになってくるわけですが、では、2年経ったらどれだけできる、3年経ったらというその時間的なきっちりとした区切りというのはないわけです。

最初に外国の弁護士が日本に来て法務をするという1950年代、60年代、そういった時代、一番最初の第一陣の外国の法律事務所というのは大変規模の小さいものだったと思いますが、今は全然状況が違い、外国の法律事務所というのも規模が大きくなっております。ですので、アメリカあるいはイギリスからやってきた弁護士が東京の事務所、日本の外国法律事務所です仕事をするという場合には、その中身におきましても質におきましても深みにおきましても、本国で経験している法務に関わる仕事と何ら変わりはないというのが現状です。

若いアソシエイト弁護士が日本で経験を積んでいる場合でも、あるいは日本外のどこか別の国で経験を積んでいる場合でも、いずれにしても、スタートしてから最初の数年はきちんとどなたかの監督下に置かれているということで変わりはありません。

日本で弁護士の資格を取った人というのは、その資格を取ってから3年経たないとクライアントに法的助言ができないなどということはないわけですが、日本の弁護士は資格を取ればすぐその翌日、デイワゴンから仕事ができるわけです。ということで、私の懸念といたしましては、こういう議論があるということは、その外国本国での資格ということが弁護士に足るに十分ではないのではないかという懸念を皆様がお持ちなのかなと考えてしまうわけで

あります。

ですので、日本での経験と日本国外での経験を分けるということに合理的な理由というのは、私は見えないわけでございます。外弁協会とEBCの考え方といたしましては、職務経験という承認要件に関しては、これは廃止されるべきだと考えております。

もしACCJの立場ということで言いますと、最低でも日本国外での必要な職務の経験、日本国外で何年というその要件については廃止されるべきだと考えております。これはACCJの立場です。

日本は今、国際的なベストプラクティスとなっているやり方を踏襲すべきだと思います。例えばイギリスでは、制限されているのはイギリスの法律を外国の弁護士が扱うということであって、弁護士自身の本国法を扱うことに関しては何ら制限がないというのが実情です。

○別府理佳子様 セドラックの方から申し上げた幾つかの点につきまして、補足あるいは膨らませて提示させていただきたいのですけれども、先ほど申し上げたように、EBC、ヨーロッパビジネスカウンスルといたしましては、この職務経験については、やはり全て職務経験の経験年数は廃止すべきであると考えているということを強調させていただきたいと思います。

先ほど、デイワンから各国でのライセンスを受けた後に既にローヤーとしてのプラクティスができるということに立ち上ってくるかと思います。一つは、この職務経験を必要としていることにおいて、私どもの方ではやはり、日本の会社が外国法事務弁護士のサービスを受けるに当たって、この職務経験要件を課しているということでコストをクライアントである日本の会社が負っている、あるいは負わざるを得ないとも考えております。

現状としましては、日本においてリーガルキャリアを形成するためには、仮に外国法資格で日本でリーガルキャリアを開始したとしても、この職務経験要件がございますので、継続的に日本でのリーガルキャリアを形成したいと思う者は丸2年間日本を離れ、国外での職務経験の要件を満たすために仕事を経験を積みなければならず、御存じのように法律事務所では様々な法律分野の色々なタイプの案件に対応すべく、ジュニアの者からシニアの者まで適切にアドバイスをしてクライアント社のニーズに応えるためにチームを構成する必要があるのですけれども、その仕事を担っていく中で2年間外国に、国外での経験を得なければならないということを組み込まざるを得ないという状況になっています。

シニオリティーの話をあえてさせていただきますのは、御存じのようにシニオリティーに応じて顧客、クライアント社にはアワリーチャージという形で時間給を設定させていただくのを常としております。経験に応じて、シニアであればあるほどそれに適した高いアワリーチャージが課されるということがフィーチャージの基本になってくるわけですが、そのような形で2年間、どのレベルのアソシエート弁護士、ローヤーであったとしても、2年間抜けて戻ってきて、2年シニオリティーが上がっていますのでアワリーチャージがそれに即して上がっている。もちろんそれに見合う経験があるから高くなってはいるものの、そういった中では、国外での法律実務の経験と国内での法律実務の経験が同等であると思っていることを考えると、あるいは国内での経験の方が日本のクライアント社にとってはより深く、より有意義なサービスの提供の経験であったとしても、日本にその間駐在してアドバイスをしていないものですから、オポチュニティーとしてはロストオポチュニティーなのではないかとも思っております。

やはり職務経験要件を課しているということに対して言いますと、それはEBCの観点から申し上げると差別的な要件であり、廃止されるべきと考えております。

○エリック・セドラック様 実際の業務の話を致しますと、外弁事務所のクライアントのほとんどは大企業でいらっしゃいます。この大企業はもちろんよく分かっていらっしゃるわけでありまして、監督なしにジュニアの若い弁護士に自分たちの仕事をやってもらうのは困るという考えを持っていらっしゃいます。

外弁を必要とする、あるいは外国の法律事務所を必要とするそういった大企業に関しましては、よくよく弁護士あるいは法的にもらえるアドバイスのことを分かっていらっしゃいますので、それが外弁であろうと、あるいは日本の弁護士であろうと、きちんとそのお客様の方で評価する基準というのもお持ちでいらっしゃいます。

ただ、一つの懸念としてあるのかなとお聞きしているのは、全く海外でも経験の浅い若い弁護士が日本に来て、更に日本で勤める弁護士事務所も大変小さな個人の弁護士事務所で勤めたような場合、どうなるのかなという懸念がおりるようにも見受けられます。

ただ、実際問題といたしまして、ほかの国で3年そこそこぐらいの経験しかない外国人の弁護士がわざわざ日本にやってきて、そして、そこで外弁として登録をして個人事務所を日本で設立しようといったようなケースというのは、これまでにほとんどなかったと認識しております。ですので、こういった規制が緩和されたとしても、実際には、経験不足の若い弁護士が日本にやってきて、そこで早々に外弁として登録しようと思うというようなことは起こらないと私は思っております。

先ほど冒頭にございましたように、各国の外弁の状況の御紹介の中で、アメリカの幾つかの州によっては、この職務経験要件が日本と同等に長い、あるいは日本よりも長い職務経験を課している、要件を課している州があるということはあります。

ただ、私の理解では、こういったアメリカ各州での長い職務経験要件というのは、実は元々日本の改正前にありました、本国での5年の経験という、前に日本でやっていたその職務経験を参考に、アメリカの各州がこの長い職務経験要件というものを課していると理解しております。

ACCJといたしましては、アメリカのこういった長い職務経験要件を課している州に対しては、この職務経験要件をなくす、あるいは短くするというのを要請し続けております。今年もABAに対しまして、実際に州に対して働きかけるようにという申し入れを致しましたし、2年前にACCJの会頭が訪米いたしましたときも、それをはっきり伝えております。

私どもといたしましては、日弁連あるいは法務省、弁理士会の皆様と協力して、この職務経験要件をなくす、あるいは短縮するという事で協力して進んでまいりたいと思っております。

まとめといたしましては、私どもといたしましては、外弁法の第10条第2項を修正いたしまして、職務経験要件のうちの数年間を海外での経験を積まなければならないという項目については修正をすべきだと考えております。

また、実際、本格的な抜本的な恒久的な修正の前に経済特区ということで先にできることがあるといたしましたら、私としては、その特区というのは東京、大阪、名古屋、福岡といった大都市では是非その特区としての扱いをしていただきたいと思いますと思っております。

ありがとうございます。この機会を与えていただき感謝しております。

○松下座長 別府さんの方からは、もうよろしいですか。

○別府理佳子様 はい、以上です。

○松下座長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのお二人の説明に対する御質問がございましたら、どの点からでも御発言をお願いいたします。

○亀井委員 亀井でございます。今日は御意見を御説明いただきまして、ありがとうございます。

セドラックさんの御説明について、少しまず質問させていただきます。私ども東京の企業で大きな外弁事務所に仕事を依頼していて、その中では確かにハイレベルのトレーニングもされており、何ら不安感なくお願いをしております。

ただ、一方で、今日冒頭にもお話がありましたように、地方であったり欧米の大きな事務所でない外弁事務所、外国法事務弁護士の方もいらっしゃるという中で、やはりクライアントとしては、セドラックさんはそういうケースはないというお考えだとおっしゃいましたけれども、仮にそういうケースではクライアントの不安感というものは必ずあるんだと思います。そういうクライアントの不安感というものに対して、セドラックさんはどういう御意見をお持ちかという点について伺いたいと思います。

○エリック・セドラック様 御質問を言い換えると、例えば日本の地方の小さな企業が一人事務所でやっていらっしゃる外弁の方に法的なサービスを受けることになった場合、もしこういう職務経験要件とかが全くなければ、外弁は大丈夫だよということをどうやって安心してもらったらいいんだろうかという御質問の趣旨と言い換えてもいいですか。

○亀井委員 そうです、はい。

○エリック・セドラック様 たとえ小企業でいらしても、どんなクライアント様でも、3週間ぐらいしか経験のない弁護士をお使いになるのはやはりお嫌だと思いますし、そういったどんな、たとえ小さな企業でもきちんとそういう弁護士を見ていただくという目はお持ちだと私は思います。

実際そういうおっしゃったような事例があるということを私は知らないのですが、私の経験から言うと、一人弁護士事務所を外弁になって日本で立ち上げられる外国人の弁護士の方というのは、なつてすぐとか経験が浅いという方はいらっしゃらなくて、やはりそれなりに大きな事務所であるとかで長い経験を積んだ後、外弁となつて、そして個人の外弁事務所を立てられるということになると思いますので、実際今おっしゃられたようなことが起きるという感じがしないのですけれども、たとえ職務経験要件がなくなつても。

○亀井委員 ありがとうございます。

もう一つ質問させていただいてもいいですか。

ヨーロッパ、それからアメリカも関わりがあると思いますけれども、ドイツのように全く職務経験要件を課さない国の考え方というのは、ユーザー、クライアントの不安に対してどう応えるということについては何か、どのような理由を付けられているのか参考までに教えていただけないでしょうか。それから、併せて、ヨーロッパでもアメリカでも外弁制度そのものを持たない国や州があるわけですが、そこはどういう意図でそのようなことになっているとお考えでしょうか。

○別府理佳子様 ありがとうございます。

残念ながら、私自身ちょっとドイツの外弁制度がない、なぜないのかというその考え方とその歴史とかということについて全く、申し訳ないのですけれども、存じ上げないので、お答えできない状況ではあります。また機会があれば、お答えできることがあればと思っています。

○エリック・セドラック様 私もドイツでなぜ職務経験要件が課されていないのかということについては存じ上げないのですけれども、やはりイギリスの考え方と制度としては似ているところがあると思います。

つまり、本国法に関してはきちんと制限するけれども、ドイツならドイツの法律を扱うことに対しては制限しますけれども、その外弁の元の本国、外弁の国の法律に関してはドイツの法域外であるということなので、ドイツの法律をやらない限りはいいという、イギリスも同じですね。イギリスも英国法を扱わない限りは特に要件はないわけ、いいわけですから、それと同じ考え方ではないかと私は思います。

○亀井委員 もう一つの質問については、どうですか。繰り返しますと、一方で外弁制度そのものを持っていない州や国もあるようですけれども、その考え方というのは何でしょう。

○エリック・セドラック様 具体的には私も知らないのですけれども、私も外弁制度があることに反対しているわけではなくて、その登録の過程がもう少しシンプルであればいいなと思っているわけのですけれども。

○亀井委員 外弁制度がない国や州の考え方です。

○エリック・セドラック様 ない背景ですよね、なぜないのかと。すみません。それはちょっと調査したことがございません。

○別府理佳子様 同じくヨーロッパでも、ないところが、どうしてないのかというところを存じ上げないです。申し訳ないです。

○亀井委員 ありがとうございます。

○岡田委員 委員の岡田です。

今御説明いただいたのは、どちらかというと大手の法律事務所で、かつ、取扱い業務はビジネス分野で、クライアントは大企業であることを念頭にしてお答えを頂いたと理解しております。逆に、そうではないケース、すなわち、事務所の規模が小さい、又は単独事務所で、取扱い業務は家族法分野で、クライアントは個人というケースについては、むしろ3年といった短い期間の経験で日本において外弁になられている方をあまり御存じないという理解でよろしいですか。

○エリック・セドラック様 100%いないとは申し上げられませんが、私は、そういう浅い経験で外弁として登録した人に会ったことがないと申し上げました。もしかすると、弁護士資格を取ってから3年とちょっとぐらいかもしれないけれども、そういう人に関しても、それ以前にかなり長い間の経験を積んでからということはあるかもしれません。

○岡田委員 先ほど日弁連の方から単独でやっておられる外弁の方へのヒアリングの報告がありましたが、その中で、単独の外弁事務所で、取扱い業務が家族法分野で、クライアントは個人という、外弁の方が、本国での経験が非常に重要だとおっしゃっていたということでした。今申し上げたようなケースの外弁の方というのは、本国での経験がやはり必要だと考えておられるので、短い経験で日本に来ておられる方はないということでしょうか。

○エリック・セドラック様 正直言いますといいですか、一般的に言うと、やはり経験は多

い方がもちろん少ないよりはいいわけですが、今おっしゃられた例のような家族法を扱っていらっしゃる弁護士の場合、そういった分野の法律のサービスの活動というのはなかなか経験を得るのは難しいわけで、特に家族法ということでしたので、多分ビジネスで大企業を代表する法律事務所と、それから個人、家族法に関する個人を代表する法律業務を分けて考えるように岡田委員の方でおっしゃられたのかなと思いました。

○岡田委員 どうもありがとうございます。

○エリック・セドラック様 実際、外弁協会に家族法を扱っていらっしゃる登録した外弁の方がいらっしゃるって、その方は常駐の委員会のメンバーでもいらっしゃるのですが、実は彼女は外弁協会の今申し上げているような立場を支持していらっしゃる方です。もちろん彼女自身に自分が必要とする要件というのを考え方としてはお持ちだと思いますけれども、その方は外弁協会のメンバーですが、外弁協会と異なる立場、意見をお持ちの方ではあります。

○出井委員 出井です。セドラックさん、別府さん、意見開陳どうもありがとうございます。

お二人の意見のベースになっている制度の理解及び事実認識について、お伺いしたいと思います。正確に理解したいものですから、質問がもしかしたらクロスエグザミネーションみたいに取り立てしまうこともあると思いますが、そこは御容赦ください。

一つは制度の理解ですが、日本における経験と海外における経験、これは同じような経験だとおっしゃったと思うんですが、日本における外国法事務弁護士の資格を取る前の経験、仕事、これは理解としてはリーガルアドバイスあるいはリーガルプラクティスを行ってはいないという理解でよろしいでしょうか、それともその理解が違うのでしょうか。

○別府理佳子様 私の方で先ほど申し上げたことだと思いますので、私の観点からお答えさせていただきますと、外弁になる前の外国法のローヤーの人間は、直接クライアントに対してのリーガルアドバイスの提供をもちろんしていない。それはスーパーバイズしている外弁の者をサポートしているという理解はあるのですが、それをあえて申し上げますと、先ほど大手の法律事務所の観点からということであったのですが、大手の法律事務所の中では、やはり経験を積んでからでないと顧客に対して自らのみの意見でリーガルアドバイスをすることがないので、そういう観点からすると、例えば同じような年次の者が本国で法律事務所に所属していたとしても、その経験のある者をサポートする立場で仕事をし、事務所として、あるいは経験知のある者がリーガルアドバイスを、リーガルサービスを提供していると思っておりますので、その観点から同等な職務経験と考えております。

○出井委員 同等だという御主張は分かるのですが、私がお聞きしたかったのは、日本において今おっしゃったようにスーパーバイズする外国法事務弁護士あるいは弁護士に対して労務を提供することはあっても、それはリーガルプラクティスではないという理解でよろしいですか。

○別府理佳子様 はい、その理解です。

○出井委員 セドラックさんも同じような理解でよろしいですか。

○エリック・セドラック様 基本的に日本でこういった制約があるかということは、もちろんよく分かっております。ジュニアアソシエイトは直接的にクライアントには法的助言をしない、できないということは理解しております。

でも、アメリカでも弁護士事務所で働いている弁護士がいたとしても、アメリカでも一番

最初の1年、2年、3年ぐらいは、資格はあるけれども直接クライアントに法的な助言をしないというのが常識的な考え方です。もしかすると、本当にデイワンから一人事務所で何かお客様に自分で、なりたての弁護士が法的助言をするという場合はあるかもしれませんが、正にそういう人こそ日本に来て外弁になってもらったら困ると皆様がお考えの方だと思いますけれども。

○出井委員 私がお聞きしているのは外国の弁護士と比べてどうかということではなくて、日本で外弁資格を取る前に活動している外国弁護士がリーガルプラクティスをやっているのではないという理解でよろしいですかということですが、それはよろしいですか。

○別府理佳子様 私の考え方では、はい、そのとおりと考えております。

○出井委員 そういうことですね、はい。それは制度の理解として、私もそれはアグリーなのですが、次は事実認識の問題をお聞きしたいと思います。

これも既に今までのお答えの中に大体出てきてはいると思いますが、例えば直接クライアントに対してアドバイスを口頭でも書面でもすることはない。

○エリック・セドラック様 はい。

○出井委員 そういうことですね。

それから、交渉の相手方とか紛争の相手方との会議に同席したり、それから、相手方とやり取りをコレスポンドしたりとか、そういうこともない。これは事実認識の問題としてお聞きしています。

○エリック・セドラック様 はい。私どものジュニアアソシエートは直接ミーティングの場でお客様にアドバイスをするといったことはない。それが私たちのやり方です。

○出井委員 ちょっと確認ですが、今おっしゃったジュニアアソシエートというのは、先ほど私が質問した日本で外国法事務弁護士の資格を取る前に執務している方々のことを指しておっしゃっているのですね。

○エリック・セドラック様 はい。

○出井委員 分かりました。

それから、もう1点、セドラックさんのプレゼンテーションの中に、日本はベストプラクティスを目指すべきである。例えばイギリスのようなベストプラクティスを目指すべきであるというお話がありました。それで、そのベストプラクティス、何をもってベストプラクティスというのかということをお聞きしたいのですが、兼川さんの最初の説明の中に、諸外国、この職務経験要件に関して色々なシステムを採っていますよね。その中でなぜ、イギリスとおっしゃいましたか、例えばイギリスがベストプラクティスなのか。一番緩やかであるというのは、だから、リーストレストリクティブというのは分かるのですが、ベストというのはどういう趣旨でベストとおっしゃっているのでしょうか。そこの基準をお聞きしたいのですが。

○エリック・セドラック様 制限が少ないということイコール、私たちの観点ではベストプラクティスだと思っているので、そう申し上げました。

○出井委員 分かりました。

最後に1点、先ほど、これセドラックさんでしたか、アメリカ、ABAなどに対してもこの職務経験要件を撤廃する、あるいは緩和をするということを提言されているということでしたが、何年ぐらい前からそれをやられているのか。それから、それがマテリアライズする見通しはどうか、その辺りについてお聞きしたいと思います。

○エリック・セドラック様 はっきりとした年数はちょっと分からないのですが、ボブ・グランディさんとかジョン・垣貫さんはABAに対して同じような働きかけをしてきていらしたということは存じ上げています。

○出井委員 そうすると、かなり昔からやっているということですか。

○エリック・セドラック様 10年か、それ以上です。定期的に行っている、申し入れをしているというわけではないのですが、そういった主要な方にお会いする機会があれば、日本よりも厳しい要件があるというのは何も私たちにとって得なことではないですよという話をしております。

○出井委員 最後に見通しを。

○エリック・セドラック様 日本と同様です。やっております。頑張っております。

○松下座長 どうもありがとうございました。

それでは、一旦ここで質疑応答を切らせていただきまして、続きまして日本経済団体連合会から御説明をお願いしたいと存じます。本日は、日本経済団体連合会から常務理事でいらっしゃいます阿部泰久様にお越しいただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、御説明をお願いいたします。

○阿部泰久様 経団連の阿部でございます。このような機会を頂きまして、ありがとうございます。

最初に二つお断りを申し上げておきます。

まず、経団連の中で外弁問題について継続的な検討を行ってきたというわけではありません。これからお話しします内容は、私ども経団連の経済法規委員会の主要メンバーに意見を承りまして、その集約という形で報告をさせていただきます。そういう意味で、経団連がこう考えているというよりは、経団連の主要会員企業はこういう意見だということが1点目。

2点目でございますが、その主要会員企業というのは極めて大きな企業ばかりでございます。亀井委員、加藤委員の御所属の会社も入っておりますけれども、決して経済界の一般的な意見だと思っていただきたくない。極めて、巨大企業はこう考えているのだということで、経団連、大手企業の集まりということで、必ずしも中小を含めました経済界の全体の意見ではないということをお断りした上で具体的なお話をさせていただきたいと思います。

まず、これらの企業に対して外国法事務弁護士を利用されたことはありましたかということをお聞きしたところ、8割強の企業が何らかの形で使っておられるということでありまして。中にはインハウスに外国法事務弁護士がおられるという会社もございます。

では、使っていない会社はどうされているかと言いますと、何かあれば直接現地の法律事務所に通っているということでありまして。あえて言う、日本にいる外国人に聞くよりは外国に直接問い合わせているということでございます。そういう意味では、いずれもビジネスユースというか、はっきり申しまして特定のビジネス関係の案件が中心でございます。個人でありますとか、ましてや親族関係というのは出てこない話でありますので、そういう意味で、外国法事務弁護士についてはごく普通、当たり前に使われているという状態かなと思っております。

次に、では、どういう事務所に通っているかということをお聞きしましたところ、前から付き合いがあるところだということでありまして。これも一つは現地で進出されてお

ます出先の現地法人が顧問契約なんかをしておられれば、その事務所の日本の出先と、外資系と言っては失礼なのですけども、日本にも大手の事務所が出てこられていますから、そういうところとやる。あるいは、従前お付き合いのある日本の大手法律事務所の中におられる外国法事務弁護士ということでありまして、少なくとも何も知らないことを何も知らない事務所とかの弁護士に頼むことはない、従前からよく分かっている人をお願いするということでもありますので、聞いた限りでは新規に選定、起用ということはないようでございます。ある意味、昔からの付き合いがあるところに継続的にお願いしているということでございます。

では、この選定の基準ということもお聞きしたわけですが、要は実際に使ってみた今までのパフォーマンスによるということでございます。担当されております外国人弁護士の方よりは、むしろ事務所そのものだということかと思っております。具体的に、では、その外国人弁護士の方の中身、特に職務経験については、ほとんど皆さん気にしておられないということでもあります。

ここからが本題でございます。職務経験要件見直しにつきましては、多くの会社が元々そういう要件は必要ないというお答えでございました。先ほどから申し上げておりますけれども、従前からお付き合いのある事務所ということを前提に考えているわけでありましてけれども、少なくとも、この人が何年目の人かみたいなことは気にしたこともないと、あるいは日本での職務経験などについても考えたこともないというのが大半の答えでございます。

そういう意味では、経団連主要会員企業の意向としては、この職務経験要件についてはそもそも撤廃してもいいのではないかという意見が多数でございます。

ただ、一般論ではというお答えでございますけれども、そうは言っても海外、特にアメリカかと思えますけれども、職務経験要件、現に州によってはあるということ、あるいは全くこういうものを外してしまいますと、私たち、自分たちはいいけれども、中小の方とか個人の方が迷惑を被るのではないかという可能性もあるということで、慎重な意見も若干ございました。

平たく申しますと、もし依頼者の保護のためにこういうことをやっておられるのであれば、自分たちに限って外してくれていいという答えかなと思っております。悪く言えば、パフォーマンスに不安がある弁護士と付き合うはずがないということでもありますので、一般論はともかくとして、自分たちは特に職務経験要件については問題にしていないということもございます。

もちろん同じように国内における労務提供期間算入についても、取り立てて考えたことがないということでもございました。一部の意見では、日本で仕事をするのだから全部日本でもいいのではないかという意見もございました。3年ということであれば3年、日本でもいいのではないかという意見もございました。

あとは、これも一般論でございますけれども、要は外国での職務経験のみに限るべきだという意見も少数ながらございました。数から言いますと、3年という職務経験あるいは1年という国内における労務提供期間についても、全く要件としては不要だということが多数でございます。

その上で、あと2点ほどお話しさせていただきたいのでありますが、特区に関わる議論も聞いてみたわけですが、これはほとんどの方の回答が、その意味が分からないという

ことでございます。

例えばどこかを特区と指定して、そこで外国法事務弁護士の要件を緩めるとします。では、その特区に所在しない企業が、例えば福岡県辺りに特区ができて東京の企業はそこに問い合わせすることはできないのかということはある得ないわけでありまして、電話でもメールでも相談できる。そういう意味では、この問題については特区制度というのは全くなじまないというのが大半の答えでございまして、もしやるのならば全国一律にやっていくべきではないかということでございます。

それから、特に職務経験要件の撤廃をお答えいただいた企業に、では、何か具体的な策はありますかということについて聞いたわけですが、ここはもう弁護士が、あるいは法律事務所が自主的に、自分たちは何をやってきた、どういう経歴かということを開示すればいいのではないかと。広告宣伝の問題にも触れるかと思うわけですが、自分たちはこういうことを、こういうキャリアでこういう事件をやってきたと、あるいはうちの法律事務所にはこういう人がいますということを積極的に開示すればそれで済むのではないかと、という意見がございました。それを見て、顧客が外国法事務弁護士あるいは事務所を選べばいいんだということかなと思っております。

実は私は、このような外弁問題、10年に1回ぐらい法務省に来て何か言わせていただいているわけでありまして、あまり時間が掛かっている割には進展もないのかなと思っております。ある意味、若干の前進はあったということでございますけれども、10年前、20年前にも同じようなことを申し上げてきたような記憶がございますので、繰り返してございますが、少なくとも経団連会員企業のような大手企業から見ますと、今回の議論は非常に分かりにくい。職務経験要件については、撤廃で構わないということかなと思っております。

○松下座長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に対する御質問がございましたら、どの点からでも御発言をお願いいたします。

○中島官房付 どうもありがとうございました。

ちょっと2点ほど御質問させていただければと思います。

まず1点目が、今回聞き取りの対象となったのが何社ぐらいあったのかということでございます。

あと2点目が、大半の企業が職務経験要件は必要ないという回答だったということですが、積極的に職務経験要件の撤廃を望むという意見があったのかどうかといったところについて教えていただければと思います。

○阿部泰久様 まず、お聞きしたのは経団連の経済法規委員会企画部会のメンバー41社でございまして、富士通も三菱商事もお入りでございます。

それから、積極的にやめろという意見はありませんでした。あえて言うと、そんなものどうでもいいというのが大半でございまして、我々は気にしていないということかなと思います。こういうことがあるとまずいとか、おかしいという議論は、実はございませんでした。積極的な撤廃論というよりは、そもそもこういうものはあまり気にしていないよということが大半のお答えです。

○中島官房付 ありがとうございます。

○松下座長 今の点についても、ほかの点についても、いかがでしょうか。

○萩本部長 1点お尋ねしますが、今のお話が少しにわかに信じ難いところがあります。というのは、私が弁護士を頼むとすれば、その人がベテランなのか新米なのかは当然気にすると思うので、普通感覚であれば、頼むときその人が何年ぐらい経験があるかというのは気にするものではないかという気がします。もちろん、それまで別の案件で使った事務所の紹介だとか、あるいは既に頼んだことがあるのでそのパフォーマンスで評価できる下地があれば、今の御説明をよく理解できるのですけれども、初めて頼むときには普通は気にするのではないかなと。

先ほど冒頭にお話がありましたように、経団連の企業は大企業ですから、弁護士を言ってみれば使っている感覚で、言うなれば上から目線で、俺たちが評価するからという意味ではおっしゃるとおりかなとも思うんですけれども、もう少し法律から遠い素人が頼むというシチュエーションで考えると、何か気にしないという回答が私にはにわかに信じ難いところがあるので、もしその辺りを補足いただければ。

○阿部泰久様 もう少し丁寧に御説明いたしますが、経団連主要会員企業のようなところは、例えば外国法事務弁護士に限らず国内の弁護士を依頼するにしても、事務所を頼むのですよ。長島・大野にしようとか西村あさひにしようとか。特定の先生と顧客関係、顧問関係があってお願いする場合もあると思いますが、基本的な私どもの発想は、どの弁護士に頼むかではなくてどの事務所に頼むかです。その事務所の中で、この人ですと担当が現れたらその人ですと、あるいは従前から色々な重層的なお付き合いがありますから、この問題、例えばM&Aだったらこの事務所の彼に頼もうとか、あるいは税務訴訟だったらこの事務所の彼に頼もうという、そういう意味での経験知がある。いわゆる新規で新しく事務所とか新しく弁護士を依頼するというケースは、ほとんどないという御回答でございましたので、ある意味で昔からのお付き合いのある事務所の分かっている人に頼むと。その人が連れてきた人は無条件に信頼するという事かなと思っております。

○亀井委員 亀井です。回答した1社として、言い訳ではございませんけれども、補足をさせていただきます。

大きな事務所にやはり依頼をするというのが常でして、そこはなぜそうかというところ、やはり非常にトレーニングのシステムがしっかりしているところにあって、安心して任せられるというのが前提だということでございます。

したがって、制度自体がどうなるかは、当社の意見は別として改めてきちんと考えるべきで、その安心感という点が、私は大事なポイントだと思っております。

○松下座長 ありがとうございます。

では、加藤委員の方からもお願いします。

○加藤委員 私からも1点、先ほど阿部様の方から事務所をお願いするというお話がありましたが、仕事を依頼するときに、事務所側からもあまり経験の浅い弁護士を主担当と言って出してくることはないのです、実際に。

やはり事務所側も、そのクライアントに対してベストなサービスを提供するためにはどういう弁護士をアサインするのがいいかということを考えていらっしゃるのだろうと推測しています。経験上、そういう経験豊富な弁護士が主担当として担当してくださっているということもあってその事務所を信頼し、依頼を繰り返しているということもあるので、結果的

に不便を感じたことがないから気にしていないということなのかなと思います。

○松下座長 ありがとうございます。

今の点についてでも、ほかの点についてでも、いかがでしょうか。

○崎村委員 すみません。私が言うことではないかと思うんですけども、では、弁護士を頼むに関して、その人が経験があるかどうかを気にするかというのは、もちろんお客様は気にされるんだと思うんですけども、それは先ほど阿部様がおっしゃった、例えばディスクロージャーをすればその問題というのはオーバーカムできるのではないかという話が先ほど阿部様からおありになられたかと思います。

確かに、どんなサービスをどんな業者に頼むにしても、ある程度のバックグラウンドチェックというのは、そのサービスの提供を受ける者というのはするのではないかと思いますので、そういったことも一応お考えになられたらと思います。

○阿部泰久様 よろしいですか。繰り返しのことになりますが、あくまでも経団連会員企業のような大きな企業、日常、法律事務所、弁護士を使い慣れている企業からのお答えでございますので、中小企業であれば、あるいはもっと小さい個人事業者であれば、ビジネスの観点からいっても違う答えが出てくる可能性はございます。あくまでも、経団連主要会員企業は職務経験要件についてはあまり気にしていないということでございます。

○岡田委員 委員の岡田です。私も弁護士として興味深く拝聴しました。

今エリックさんから、法律事務所の立場としては、事務所の信用に関わるので、経験の浅い弁護士に任せることはない、とお伺いしました。

今度ユーザーの立場としては、事務所自体を信頼している。すなわち、その事務所ならばトレーニングがきちんとなされており、経験を積んだ弁護士を配属してくれるという信頼関係があるからその事務所を選ぶので、一々個々の弁護士に対するチェックはしないという理解でよろしいですか。

○阿部泰久様 かなりの部分、そうだと思います。例えば、これは経団連自体がある法律問題を起こしまして、中身は単純だったのですが、弁護士を立てなければどうしようもないのである大手の法律事務所に頼んだらとんでもなく上の方の先生が出てきてしまっ、別にその方をお願いするような事件ではないのですが、というのが普通の対応なんですよ。

亀井先生のところも加藤先生のところも超大手でございますから、いわゆる顧客としては上客でありますから、むげな扱いはしないし、経団連の普段お付き合いのある事務所の対応というのは、やはり色々な案件ごとにしっかりとトレーニングをされている弁護士の方、あるいはその方が連れてこられる若い方もそれなりにしっかりとしているという、これは一種の経験知でございますが、私もこんな仕事を30年、40年とやっておりますけれども、お付き合いのある弁護士でちょっとなという人は今まで見かけたことはございません。普通にいい人が付いてきてくれるということになります。

○岡田委員 岡田です。ということは、やはり皆さん、弁護士側も、ユーザー側も、間接的にはやはり経験を重要視しておられ、それがきちんと担保されているから今のようなお話になっていると理解しましたが、いかがでしょうか。

○松下座長 阿部様の御発言の前に、もし亀井委員、この時点で何か御発言があれば。

○亀井委員 事務所を選ぶと同時に、その対応される弁護士の方も選ぶということももちろんありますので、あまりレートの高い方が出てこられたらそれは替わっていただく場合もあり

ますし、経験則上、1回問題があった方にはやはりお願いしないで別の方にしてくれということや、その方がアシスタントで使われる方のパフォーマンスが悪ければすぐ替えていただくということもするわけで、前提として、今、岡田先生が言いかけられましたけれども、事務所に対する信頼はあるけれども、それぞれやはり経験はきちんと見ているつもりということだと思います。

○松下座長 遮ってしまって申し訳なかったです。阿部様の方から何か。

○阿部泰久様 先ほど申し上げました、積極的に職務経験を撤廃しろという意見はないわけでありまして、お答えはすべからず、特に気にしていないし必要もないのではないかという答えだったということです。

○松下座長 ありがとうございます。

○加藤委員 若干補足になるかもしれませんが、経験知を重視しているという点は全くそのとおりだと思います。重視はしているのですが、それを何で担保するかというところで、稼働年数で担保しなくても、例えばある事務所の弁護士のパフォーマンスが悪かった場合に、その事務所にこの人のパフォーマンスが悪いとクレームすれば担当を替えてもらえるとか、そういった事務所とクライアントとのやり取り、関係構築によって経験知によるパフォーマンスの高さを十分担保できているということなのかなと思います。

○松下座長 ありがとうございます。

○崎村委員 今のお話を聞いておりますと、私が最初の回に申し上げた、経験知の中でその経験知の質という話にまた戻ってしまうのではないかと思います。年数というのはロジカルなリミテーションではなく、どこでどういう経験を積んだか、幾ら積んだかという方がロジカルなリミテーションなのかと。それをベースに、そういった事務所との関係という上では、それがあるという認識の下で色々なリレーションシップを大企業は積んでいращやるのではないかなとは思いますが。

○松下座長 ありがとうございます。

○岡田委員 岡田です。1点今の関連でどなたかお答えいただければと思うのですが、大企業は今のよう形で正しく弁護士を選ばれるというのは理解できますが、ちょっと視点を変えて、個人や中小企業、言い換えると、ほとんど弁護士を使ったことがない方が法律的なアドバイスが必要になった場合、皆さんが今おっしゃったような尺度を一体どのように担保すればよいと思われますか。もちろんパーフェクトにできることは無理だと思いますが。

○阿部泰久様 これは個人的意見でよろしいでしょうか。

○岡田委員 はい。

○阿部泰久様 あくまでも私ども大企業の立場からのお答えだったのですが、中小あるいは個人の問題であれば、逆に日本の弁護士だって同じではないかと思います。修習が終わった翌日から即独で開業される方、これはやはり危ないのではないかと私などは思いますし、そういう意味では外弁に限らず、同じように、どういうキャリアかということについてきちんとディスクロージャーしていただきたいということはあるかなと思います。

ちなみに、ちょっと具体的な回答例1, 2御紹介いたします。正にこの職務経験要件がなくなったら何が起ころかということについての答えの中ではありますが、メリットとしては、若手弁護士が増加し競争が促進され、その結果、日本企業の実務に関して理解力を持つ外国法事務弁護士の層が厚くなり質の高いリーガルサービスを安く手に入れることができる。こ

れがメリットだと。デメリットとしては、質の低い弁護士も増えることが考えられるが、当社の場合は実際に利用するのは大手国際法律事務所所属の弁護士であるため、そのようなデメリットは気にする必要はないというのが典型的なお答えかなと思っております。

○松下座長 ありがとうございます。

○レブラン委員 委員のレブランです。私の経験では、潤沢な経験のある弁護士のみでチームを構成してほしいというお客様はほとんどいないと思います。取り扱う案件は多くの場合チームで作業する必要があつて、費用の観点から、経験はあまりない若い弁護士もチームに入れることは大変重要です。それは、適切な作業を、シニアの弁護士による適切な監督の下で行うという前提ですけれども、全てのレベルの経験のある弁護士が必要であると思っています。

○松下座長 どうもありがとうございました。

それでは、なおまだ御質問があるかもしれませんが、時間の関係もございますので、続きまして日本弁護士連合会からの御説明をお願いしたいと思います。本日は、副会長である三宅弘様にお越しいただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、御説明お願いいたします。

○三宅弘様 日本弁護士連合会の副会長の三宅でございます。私の方からは資料6で一応今日のプレゼンの流れだけは項目で立てておりますが、皆様方の御意見も踏まえながらプレゼンをさせていただきたいと思います。

外国法事務弁護士、必要に応じて外弁と申しますが、外弁となる資格の承認を受けようとする者の職務経験要件について、当連合会としましては、外国法事務弁護士資格の在り方は国の司法基盤に関する重要な事項の一つであるという認識から、資格制度の在り方、法的サービスの需給者である市民、依頼者の保護と利便性、また、諸外国における類似の制度との比較、更には、国際社会の中におけるリーガルマーケットの現状といった幅広い角度から検討を重ねてまいりました。

その結果、現段階におきましては、連合会といたしましては、これから述べる理由によりまして、現行制度で定める原資格国における3年の職務経験要件を緩和、又は撤廃すべきではないと考えております。

まず、現状制度の趣旨についての理解について明らかにいたしますが、我が国で法曹となるためには、原則として専門職大学院である法科大学院を修了した後、新司法試験に合格し1年間の司法修習を終えることが必要です。外国法事務弁護士制度は、そのようなプロセスを経ずに外国の弁護士をその原資格国の資格に基づいて外国法事務弁護士としての資格を特別に与え、日本国内において外国法に関して弁護士としての活動をすることを認める制度です。

外弁資格は我が国で法曹となるための試験を受けたプロセスを省略して与えられるものですから、まず依頼者保護の観点からは、外弁資格の申請者が良質の法的サービスを提供し得る資格と能力を有し、かつ、倫理的にも外国の弁護士として欠けることがないということが必要であると考えております。

外弁資格を付与するに当たっては、資格者、申請者が資質と能力、倫理性を有しているかということを判断することが必要ですが、外弁制度においては一定の職務経験があればそれが担保されていると判断できるとして、現在は、かつて5年であったところを3年の職務経

験を要件としています。

また、国内における労務提供につきましては、これを原資格国における職務経験と同等に扱うことはできないという基本認識を前提としておりますが、国内で労務を提供する外国弁護士資格取得者の実情が本国における若手弁護士の仕事の内容と一定の共通性を持ち、かつ、その雇用者が日本弁護士連合会及び単位会である弁護士会の監督を受けていることも踏まえて、この労務提供を原資格国における職務経験と相当程度同等に扱っても差し支えないという考えから、言わば政策的な考慮として1年間の国内における労務提供を3年間の職務経験に算入できるとしているのが現状の制度でございます。

この現状の制度の理解につきまして、次に、日本の外弁制度の開放性について諸外国との比較を踏まえて述べさせていただきます。

前回の検討会におけるプレゼン並びに本日の検討会における冒頭での説明なども踏まえて、諸外国の職務経験要件の資料を判断いたしますと、外国の弁護士受入れ制度にグローバルなスタンダードと言えるものはなく、それぞれの国で法曹資格に関する全体的なスキームとその在り方に応じた制度を形成していると理解できます。

既に御披露されたように諸外国の立法例を見ても、フランスや米国の22州などを始めとして外弁制度を有していない国も多くありますし、外弁制度を有している国もその多くが原資格国での職務経験を要件としており、その中には米国の28州も含まれますが、その期間も3年を超える国や州が多数あり、我が国の1年間の労務提供を含む3年間の職務経験という要件は十分に合理的であると考えております。

その意味で、日本の外弁制度は広く外国弁護士を受け入れようとするものであり、現在においても、また、これまでの改正の過程においても、国際比較において高い開放性を有する制度と考えております。

次に、職務経験要件の意義について、もう少し具体的に検討いたしたいと思えます。

外国法事務弁護士の資格承認における一定の職務経験は、これまで述べましたように、試験や選考というプロセスを経ないで外弁に対し資格を付与する要件として機能しています。

また、職務経験要件が外国弁護士の倫理性を担保するものになっていることも重要だということを述べます。日本では、弁護士は登録後も継続して倫理研修が義務付けられています。しかし、外国法事務弁護士にはこのような研修義務は課されていません。これは、原資格国における実務経験を基本とする職務経験によって、この点が担保されているということで理解されております。

原資格国での職務経験中、懲戒などの処分を受けることがなかったということは、禁錮以上の刑を受けたことがないことなどのほかの特別措置法10条1項2号に該当する弁護士の欠格事由に相当する事由がないことなどの要件とあいまって、専門職としての適格性を担保していると考えているところでございます。

当連合会としましては、外国法事務弁護士資格の承認を受けた者には職務経験要件による制度的保証があることを前提として、外国特別会員としてその登録を受けるか否かを審査することになっています。そして、そのような制度的保証があると認められたことについては、これを十分に尊重しています。その結果として、原則的に登録を受け付け、外国特別会員として登録を受けるということになるのが通例です。

外国弁護士を外国特別会員として受け入れた後に生じる問題につきましては、当連合会は

所属弁護士会とともにその指導、連絡及び監督に関する権限と責任を有することになります。が、先ほど述べましたように、外国法事務弁護士については研修義務が課されていないというようなことも留意されます。

したがって、もしもこの前提となる点において異なる状況が生じる場合、例えば現行制度で定める原資格国における3年の職務経験要件を緩和、撤廃する場合を考えますと、当連合会の外国法事務弁護士の受入れの取扱いについても、指導、監督の観点から制度的に見直すことも含め、慎重に検討する必要が生じるのではないかと考えているところでございます。

このように、3年の職務経験要件は試験や選考の代わり、いわゆる代替として設けられた要件でありますので、仮にその緩和、又は撤廃を検討するとすれば、日本の法曹資格取得制度に準ずるような試験、選考などを別途行うかどうかという観点からも考え直すのが筋であると言わざるを得ません。

また、既に御紹介にあるように、日本の3年の職務経験要件が他の国、又は州と比較して重いというわけでもないことは既に明らかになったところでございます。繰り返しになりますが、3年の職務経験要件については、既に述べました能力、資格、資質、倫理性の担保という制度趣旨との関係でその維持が必要であり、日本における労務提供の算入期間もその質を考慮すべきであるということで理解しているところでございます。

本日のプレゼンなどもございましたが、確かに平成10年の外弁法改正から15年を経過し、弁護士の執務形態と稼働環境が変わり、執務場所によって経験の質にそれほどの違いがなくなっているという側面もございます。そういう意味から、原資格国での職務経験にこだわることなく、国内での労務提供でこれを代替してもよいのではないかという意見があることは承知しているところでございます。

また、通信技術の発達などにより、日本にいながら母国とほぼ同様の環境で母国法曹としての実務的经验を得ることが可能になっているという見方もあり得るところでございます。この点は、特に国際的ローファームや国際的大企業の法務部においては顕著であるかもしれません。

また、日本に関心を持って海外から日本へ留学する外国弁護士資格取得者の中には、卒業後、日本国内の法律事務所、又は外国法事務弁護士事務所で勤務することを希望する者がいるということは、既に承知しているところでございます。

日本で生活、又は経験があつて、母国のロースクールを卒業後すぐに日本国内の法律事務所、又は外国法事務弁護士事務所で勤務を希望する事例もあります。このような場合、国内における労務提供に1年間の上限を設けることによって不都合が発生する場合があるということも認識はしております。

当連合会における外国弁護士及び国際法律業務に関する委員会の中では、外国法事務弁護士になろうとする者の資格を審査した経験から、日本国内に定住して労務提供していた者が職務経験を満たすために、一定期間に限って原資格国に住居を移して勤務し、再び日本に戻る例があるということも承知をしております。

以上のような執務環境の変化ということも踏まえながら、次に外国弁護士の日本における労務提供と本国における経験の実質的な違いを述べ、結論を述べさせていただきたいと考えます。

今述べましたような環境の変化はございますが、弁護士の本質は、法律的な専門知識を有していることに加え、法律的な正しさ以外の何物にも屈しない独立性、自主性を有することであり、外弁法は常にこのような態度を持って依頼者と接し得る外国弁護士を日本における外弁として受け入れようとしているものです。

このことは、日本における労務提供の扱いという問題を検討するに際しては、常に認識しなければならない重要な点でございます。本国における資格に基づく職務執行とそのような資格に基づかない日本における労務提供は、一見しますと表面上同じような仕事に見えたとしましても、独立性、自主性、責任という点では本質的に異なるものであると考えております。

本国でのプラクティスは独立した法曹としての資格、責任に基づき、登録している弁護士会や裁判所の直接の監督を受けての職務です。これは仮にジュニアアソシエート、若手勤務弁護士のことをそのように呼びますが、この者としてパートナー弁護士などからの指示を受けて行う仕事であったとしても、本国におけるその責任においては同質のものであると考えます。

この点は弁護士の本質として決定的に重要であることは、今述べたとおりです。外弁資格を持たない外国弁護士は、日本国内で労務提供期間、仮に日本で何らかの期間中に何らかの問題を起こした場合でも、そのことが外国弁護士の本国で有する資格に影響するということは事実上考えられず、懲戒処分によって実質的に担保されるということがないと考えているところでございます。

そのことは本国の職務経験と大きく異なる点であると考えます。日本における労務提供は、この点、資格者としてでなく補助的な地位で職務を行うにとどまっておるからでございます。そこには、弁護士としての責任を引き受けるという要素は制度としてはありません。

このことが国内での労務提供を職務経験に算入するに当たり、本国での資格者としての職務経験と一定の共通性を有することは認めつつも、両者を同視することができないとされるゆえんであると考えております。それ故に、国内での労務提供は1年に限って例外的に算入できるという立法がなされたわけでございます。

その前提事実は、立法がなされた当時と現在とでは変わるところはないと認識しておるところでございます。日本における労務提供について、本国における経験がローファームの若手弁護士の経験と相違がないとの意見は、検討会において特に企業法務を主要な取扱い分野とする大手のローファームを念頭に置かれているところであることは承知しております。

しかし、外国法事務弁護士になろうとする者は必ずしも企業法務を主要な取扱い分野とする大手ローファームに所属していると限らず、全てが若手弁護士として組織的に教育をされるわけでもありません。本日の冒頭の御報告にもあったとおりでございます。日本国内で個人で法律事務所を経営している外弁は、当連合会が調べましたところ、既に御報告にあったように六十数名おります。これらの外弁は1人で一般市民の法律相談に応じていると考えられます。

前回の検討会以降、当連合会では、先ほどの報告にありましたように個人で事件対応を行う外国法事務弁護士に対してヒアリングを行いました。特に家族法の分野などでは、原資格国の裁判などの実務の経験が日本において顧客に法的サービスを提供するに当たっても極めて重要であり、そのためにも原資格国での職務経験が重要視されているという報告も上

がったところは既に御紹介のとおりでございます。

全国各地にいる個人も法的サービスの利用者であって、外弁を需要するのは大都市におけるローファームの顧客だけではありません。依頼する事件も、企業法務のみならず家族法に関する事件も含め多種多様です。

また、個人の顧客からすれば、外国法における法的サービスの提供の良し悪しの判断は、言語の点も踏まえれば日本法における法的サービス以上に困難であると思われ、その保護の必要性は高いと言えます。

また、外弁に対する懲戒事例も少なからず存在し、弁護過誤、不正行為などの民事、刑事、懲戒などの責任追及が容易ではないという事情を前提に考慮すれば、制度論としては利便性を強調するよりは、むしろ制度的な保証を優先して制度を考えるべきであると思うところでございます。

弁護士としての本国におけるプラクティスでは、資格のある弁護士として交渉や紛争解決の場を通じてクライアントや相手方と接するほか、アソシエートの場合であってもパートナーの代わりに裁判所に出ることがあるということは先ほど述べたとおりであり、そのことが推測されますが、また、弁護士としてのプロボノのケースを個人で担当することもあるでしょうし、これら様々な経験を通じて、職業倫理を含め実務法曹としての仕事の本質を学ぶものと考えております。日本における労務提供には、このような要素が少ないと言えます。

このような観点から、資格に基づかない日本における労務提供を職務経験として要求している3年間のうち1年を超えて認めることには、なお慎重な検討が必要であると言わざるを得ないと考えるところでございます。

まとめに入ります。平成10年の外弁法一部改正以降、確かに国内における社会と経済の国際化が進み、特に日本の諸事情に精通した外国法事務弁護士へのニーズが高まっていることは承知しております。

また、日本の文化慣習、社会事情などに精通した外国法事務弁護士を増加させ、内なる国際化が進む我が国における法化社会の推進を図るという理念に反対するものではございません。

しかしながら、職務経験要件の趣旨が試験や選考を経ずに日本での外弁資格を認めるための要件であること、諸外国においても外国法事務弁護士制度が特にこの職務経験要件の点で更に開放される顕著な動きが見られる状況にもないということが既に明らかになっておりますが、このようなことからすれば、職務経験要件を撤廃ないし緩和すべき理由は現在のところはないと考えております。

また、日本での労務提供期間の算入につきましても、これを従前より大幅に緩和すべき理由は、政策的考慮以外には見い出しにくいと言えますと考えております。原資格国における職務経験と日本における労務提供に本質的な違いがあることを踏まえて考えるべきでございます。

また、この問題を考える際には、大企業だけではなく一般市民ユーザーや中小企業の存在、その利益実態なども十分に考慮し、慎重に議論をしていく必要があると考えるところでございます。

○松下座長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明に対する御質問がございましたら、どの点からでも御発言を

お願いいたします。

○**崎村委員** 崎村です。まず、忘れないうちにちょっと一つお願いしたいのですが、この資料の1のところで、イギリスにおいて「訴訟以外の業務は」うんぬんというのがありますが、この前も申し上げましたとおり、訴訟以外でも相続ですとか一部の土地関連のことですとか、そういったいわゆる個人が関わるようなことに関しては、裁判案件以外にもソリシター、又はバリスター以外でできないというものもありますので、イミグレーションも含みますけれども、ですので、ここは直していただければと思います。

今のプレゼンテーションに関しての御質問なのですが、まずその一つの点として、外国法事務弁護士として登録を考えるに当たって、その資質、能力と倫理性の担保の判断のために今この3年の職務経験要件というものを課しているということが、これは日本においてはロースクール試験、それから司法修習ということがあるので、その代わりとしてということですが、そうすると、反対に言うとは、外国の資格というもののももちろんロースクールやら試験やら、例えばイギリスなら2年間のトレーニングを経ないと資格は取れないわけなのですが、それは十分ではないと、ほかのスタンダードを課すべきだという感覚からそれをおっしゃっているのですかということと、あともう一つは、これはまた第1回のときにもお話に出たことだと思いますけれども、イギリスの資格を持つ私が言うのはあまりコンビンシングではないかもしれないですが、各国、特にアメリカを含めると、色々なスタンダードがあるというのは認識しておりますけれども、だからといって、それが合理的というふうな判断はできないのではないかと思います。

それは、やはり一番日本にとってよいシステムを作るべきであると考えてのですが、それの、今ほかを見てもこれは十分に合理的だとおっしゃったと思うのですが、そこに行き着くに当たって、その考え方というのはどうだったのでしょうかということをお聞きしたいのですが。

○**三宅弘様** 先ほど申しましたように、イギリスはイギリスの制度があるということで、若干直すところがあれば事実関係としては直しますが、日本は今のところは今の日本の制度が合理的であると考えておりますので、その制度に基づいて外国法事務弁護士の要件を考えているということです。それが国際的なスタンダードかどうかという点には、先ほど述べましたように一般的な何か普遍的な、最もこの点がいいというようなスタンダードもない以上は、日本であれば日本のスタンダードに従っていただくというのが基本ではないかと考えているところでございます。

少なくとも、従前5年の職務経験の要件を課していたところを一部改正して3年にして、外国法事務弁護士としての稼働もしやすくしているという点においては、その点も御考慮いただければと考えているところでございます。

○**松下座長** 1点目の方の御質問、外国での選考や試験というのをどう考える、あるいはそのトレーニングをどう考えるかという御質問についてはいかがでしょうか。

○**三宅弘様** ですから、外国での試験、トレーニングとして3年間の要件というのが、今は日本においては外国法事務弁護士として受け入れるための要件として合理的であると日本は考えているので、それはやむを得ないのではないかと考えているところでございます。

○**出井委員** 今、崎村委員からの御質問は、恐らく外国でロースクールに行って資格を取っているわけですが、それでなぜ駄目なのかということだと思うのですよ。ただ、その御質問が

前提とするレジームというのは、恐らく資格の相互承認、それを認めるかどうかと、そういうレジームだったらそういう話になるのだと思います。

第1回にもこれは崎村さんかどなたかから出たことなのですが、日本では弁護士資格を取ったらいきなり、どこの事務所にも属さず、いわゆる即独ができるわけですね。これに対して、なぜ外国法事務弁護士の場合は職務経験というのが要求されるのか、そこについては、どういうお答えになるでしょうか。

○三宅弘様 今の点で言いますと、資格を取ったらすぐ即独を認めるということは制度としてはありますけれども、実際には倫理研修もあるし、それから、指導弁護士制度などで弁護士が指導するということがありますので、直ちに資格を取ったから全ての仕事についてパーフェクトにできるというよりは、先輩弁護士の指導を受けながら、また、弁護士会での研修なども受けながらやっていくという点では、資格を取ったらすぐに明日から何でもかんでもできるというような制度に日本ではなっていないという実質的なところを判断すべきでないかとは考えております。

○松下座長 よろしいですか。

○亀井委員 すみません、崎村先生の質問に対する意見なのですが、恐らく各国とも自国で決めた制度でそれでやっている。つまりレシプロカルになっていないのは、これは、GATSで決められた話だと思うのです。MFNがある限り、あなたの国はこういう制度だから扱いを変えるということが個々にできない状況なのではないかと。そういう中で、欧米の先進国のシステムだと我々民間でも大体どういう制度か分かっておりますが、WTO加盟何か国あるか、ちょっとにはわかりませんが、どこの国についてどういう制度かということは全く分かっていないという状況の下で、ユーザーとしてクライアントとして、どこまで何を信用すればいいかという問題だと思っております。

○松下座長 先ほど、そちらでほかに手を挙げた方はいらっしゃらなかったですか。よろしいですか。

○崎村委員 そういう意味では確かにおっしゃるとおりだとは思いますが、それは実質を見ると、国連何か国の弁護士の何か国の資格保持者がここで登録しようかということを実際に見ると、実際に統計なども頂いてあるわけですが、短くはないですが、そう長いリストでもないと思うんですね。

最初のときに多分お話ししたと思うのですが、例えばイギリスであれば、いわゆるQLTという外国法の資格保持者がイギリスでレジスターするためにする試験、ソリシターとしてレジスターするための試験ですが、それに関しては、その原資格法の在り方というものをチェックをしています。

実はその最初のときに、そのもっと前に私はイギリスのソリシターズ・レギュレーション・オーソリティーの方に、どういうベースでそういうチェックをしているのかとか、それは例えばWTO上どう考えているのかというのを質問して、まだ答えが来ないのですが、昨日ちょっとリマインドしたら、もうすぐ答えられるということが来たので、それはまた御報告、次回以降にできればと思います。

元に戻りますと、では、欧米だったら分かりやすいけれどもということはあると思いますが、それに関して、反対に欧米の制度、又はその資格を取るプロセスというのが分かっている制度に関して、日本での資格を取るプロセスと同等だということがあるのであれば、反対

に、では、3年の職務経験は要らないのですかという話に戻ったりすると思うのですね。ですから、これは難しい問題だと思いますけれども。

○松下座長 ほかはいかがでしょうか。何か。

○三宅弘様 今のは御意見として伺いましたつもりでございますが。

○松下座長 ほかに御質問はございますか。

○陳委員 私は、緩和すべきだとはっきり申し上げたいと思います。

先ほど三宅先生の発言を聞いておりましたが、理解できない部分があります。私は日本に留学した経験があります。日本の法律事務所、日本の商社、中国の法律事務所で勤めた経験があります。したがって、日本の法律事務所、日本の会社はどう考えていらっしゃるかと、ある程度は分かっております。

先ほど経団連の方の御発言については、これは大手企業の真実の考えであると思っています。誰に依頼するかと、やはりまずは法律事務所ですね。その次は専門の弁護士であるかどうかということでもあります。

また、緩和するかどうかさんざん議論されていると聞いておりますが、10年、20年前から始まりました。あまり進歩がないと聞いています。

一体これは何のためにそもそも考えなければならないと思いますか。私たちから見れば、当然外国の弁護士のためでもありますし、日本国のためでもあると、この意義は大きいと思っています。なぜなら、日本政府がこのような検討会を主催していると、それを世界中にアピールするところもあるかなと思っています。

更に、先ほど三宅先生がおっしゃっているように、外弁の場合が日本の倫理訓練もできないと。そこは日弁連がやるべきことではないかと思っています。今、現時点で外弁は、会費を払うだけで何も日本弁護士連合会からの支援と指導を受けたことはないではないかと思っています。

そういう意味で、管理するならばしっかり管理していただきたく思います。その倫理の研修についても、日本語が難しいなら、英語ができる弁護士に教えていただければ、本当に感謝いたします。

○崎村委員 今おっしゃられたその倫理の件ですけれども、やはり先ほどのお話で即独という話がありまして、その中できちんと倫理研修も受けてということがありますけれども、それは外国法事務弁護士として登録している者ももちろんあると思うのですね。

例えばニューヨーク法のニューヨークバーとしてのプラクティスをそのまま日本で続けるのであれば、毎年何十時間のトレーニングと、あと倫理トレーニングをしなければいけないというのが私の認識です。

そういったことは、だから外国でもやられていることもあると思いますので、その即独の問題というのがもしあるとしたら、それは必ずしも日本では大丈夫で他国では違うということではないと思います。

○松下座長 何かございますか。

○三宅弘様 倫理研修などについては、今日の御報告にもありました一人事務所のヒアリングのところに確かあったと思いますが、原資格国に帰って研修を受けなければいけないというようなこともございますので、今の制度では原資格国で倫理研修を受けるというのが、当然の手続的なものになっていると思いますが、そのところは一応は政策的考慮で、日本の日

弁連なり所属弁護士会の中での倫理研修を是非受けたいというようなお話が高まるのであれば、それはまた労務提供の算入の要件などの絡みで若干色々変更すべき点はあるのかもしれませんが、少なくとも今の段階では、大手の大きな事務所以外の一人事務所の問題なども踏まえて、一国の中で一律の制度として考えていかなければいけないし、また、クライアントも大企業のクライアントから中小、それから個人というものをクライアントとして扱う、事務における一律的なスタンダードとして今考えられているところで日本は合理的だと今まで考えてきているというところですので、全てが全てこれで全然、動かし得るものであるかどうかという点についてはもう少し検討すべき余地があると、慎重には考えておくというような形の点であろうかと思います。

○松下座長 ありがとうございます。

時間も迫っておりますけれども、せっかく今日各団体の皆様からお越しいただいたので、補足での説明があれば手短にお願いできればと思いますけれども、いかがでしょうか。

○阿部泰久様 結構です、はい。

○大村委員 セドラックさんに対する御質問ですけれども、日本でこの職務経験要件などを議論するときに、外国でも一応かなりの数の国では設けられているということが傍論的に理由として言われ、そうかなと思っていたのですが、しかし、他方で、先ほどの御説明だと、これアメリカは日本の要件をまねして作ったというふうな御説明があったやに記憶しているのですが、日本の要件をまねして作ったその場合に、そうすると、お互いそうやって張り合って要件を作っているのだともし仮定すると、単なるレシプロシティの問題なのかなとも思えてくるのですが、アメリカでこれを作られたときの立法というのかどうか、その考え方、もう少し、もしお分かりでしたら教えていただきたいと思います。

○エリック・セドラック様 プレゼンテーションのときも言いましたけれども、100%そうかどうかというのは確かではないんですけれども、伝言で聞いているわけですが、私のACCJの前任者から言われて伝え聞いておりました。アメリカがこういった厳しい職務経験要件を入れたのは日本の職務経験要件に呼応してのことだということを聞いており、私もこの職に就いてからそのように考えておりました。

○大村委員 ありがとうございます。

○松下座長 では、手短に補足をお願いします。

○エリック・セドラック様 三宅様の御発言の中にあつた、日本と外国での弁護士としての経験の違いについてだけ一言申し上げたいと思います。

外国人のアソシエート、外国人の弁護士がアソシエートとして日本の法律事務所で働き始めたときに、彼らが経験を積んで、最終的に例えば日本でキャリアを積んでパートナーまで上り詰めるというようなことがあった場合に、クライアントとしては、同じ担当者が若いうちから自分のチームに入っていてどんどんその中で経験を積んでいくということは、クライアントとしてもウエルカムだと思いますし、それから、使っている方の法律事務所としても、最初はアソシエートだった人が外弁として登録してずっとそのチームで、もしかしたらその事務所のパートナーになるというようなことがあるというのは、これはウエルカムのことだと私は考えています。

先ほどの日本での職務と外国での職務の違いということをおっしゃいまして、ちょっと言い方は変わるかもしれませんが、私はそういうふうにも言えると思います。

○松下座長 ありがとうございました。

別府さんの方から何かございますか。

○別府理佳子様 ないです。

○松下座長 よろしいですか。それでは、まだ色々御意見、御質問などもあるかと思いますが、所定の時間でございますので、本日の会議はこれで終了とさせていただきます。

本日、各団体の皆様におかれましては、御多忙の中、本検討会におけるヒアリングに御協力くださいます、誠にありがとうございました。

それでは、最後に次回の予定について事務局からお願いいたします。

○中島官房付 まず、発表者の皆様、本日は本当にありがとうございました。

今回は、これまでの職務経験要件に関する議論を踏まえて論点の整理を行うとともに、更に意見交換を続けていきたいと考えております。

次回の日程についてでございますが、6月26日の午前10時から12時を予定しております。

本日はどうもありがとうございました。

○松下座長 ありがとうございました。

— 了 —